

CCSケーブルプラスSTB2利用規約

第1条(総則)

シティーケーブル周南(以下「当社」という。))は当社が別に定めるデジタルテレビ約款(以下「テレビ約款」という。))およびインターネット約款、ならびにこの「ケーブルプラスSTB2サービス」(以下「本規約」という。))に基づき、テレビ約款とインターネット約款で定めるサービスに関する附帯サービスとしてケーブルプラスSTB2を提供します。

第2条(用語の定義)

この規約において使用する用語の意味は、テレビ約款およびインターネット約款で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. ケーブルプラスSTB2	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器(以下、ケーブルプラスSTB2という。)
2. ケーブルプラスSTB2サービス	当社のインターネット回線を利用して提供するサービス(以下「ケーブルプラスSTB2サービス」という。)
3. 加入者	当社とケーブルプラスSTB2サービスの加入契約を締結した個人または法人
4. 提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者
5. コンテンツ	当社や提携事業者が提供する各種のコンテンツ
6. au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと

第3条(規約の適用)

本規約は当社が提供するケーブルプラスSTB2サービスに関し適用されるものとします。
 2. 本規約の規定がテレビ約款、インターネット約款の規定と矛盾または抵触する場合は、テレビ約款、インターネット約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
 3. 当社は、加入者の承諾なく、本規約を変更することがあります。その場合には、ケーブルプラスSTB2サービスの条件は変更後の規約によるものとします。

第4条(提供するサービス)

当社は、ケーブルプラスSTB2サービスの加入者に対しそのサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。
 (1) 当社が提供するサービス
 当社は、テレビ約款およびインターネット約款ならびに本規約に基づき、ケーブルプラスSTB2を設置します。
 (2) 提携事業者が提供するコンテンツ
 提携事業者は、次のコンテンツの提供を行います。当社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損もしくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。
 ①セキュリティソフトウェア(ウイルスバスター)
 ケーブルプラスSTB2を利用いただく場合は、セキュリティソフトウェアが自動的に利用開始となることを承諾していただき、トレンドマイクロ株式会社が別に定める「ウイルスバスター for au」使用許諾契約書および注意事項を遵守していただきます。
 ②その他提携事業者提供のコンテンツ
 提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されるコンテンツの利用に際しては、本規約の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等遵守していただきます。
 (3) 最低利用期間について
 最低利用期間は、設置した翌月より課金月で2年とします。
 2. 前項に定めるサービスは当社および提携事業者の都合により変更もしくは終了することがあります。

第5条(au ID)の提供

ケーブルプラスSTB2の利用には、KDDI株式会社が提供する「au ID」が必要となります。
 2. 加入者は、ケーブルプラスSTB2を利用する場合は、KDDI株式会社が別に定める「au ID利用規約」に同意していただきます。また、ケーブルプラスSTB2 1台につき1個の「au ID」をあらかじめ提供しますので、申込み時に暗証番号を設定していただきます。
 3. 加入者は、ケーブルプラスSTB2上で利用されたコンテンツに対する課金および問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「au ID」が設定されているケーブルプラスSTB2の機器情報を当社がKDDI株式会社へ提供することについて承諾していただきます。

第6条(ケーブルプラスSTB2サービスの提供条件)

ケーブルプラスSTB2サービスの利用にあたっては事前にテレビサービス(4Kベシック以上)の加入契約を締結し、かつインターネットサービス(ひかり100Mまたはひかり300M)のいずれかの契約を締結していること、またはケーブルプラスSTB2サービスの申込みと同時に締結することが必要となります。なお、ケーブルプラスSTB2サービスの申込みは、テレビ約款、インターネット約款および本規約を承諾し、別に定める加入契約書に所要事項を記入捺印の上、当社に申し込むものとします。所要事項の記入は正確に事実を記入するものとし理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。
 2. 当社は前項の規定にかかわらず、次の各号の何れかに該当する場合には、前項に基づく申込みを承諾しないことがあります。
 (1) KDDI株式会社が定める「au ID利用規約」に同意いただけない場合
 (2) 提携事業者が別に定める規約等に同意いただけない場合

第7条(ケーブルプラスSTB2サービスの料金)

加入者は、別表に定める料金表に従ってケーブルプラスSTB2サービスの利用料を支払うものとします。
 2. 加入者は、加入者の責めによらない事由により、ケーブルプラスSTB2の利用ができない状態が発生した場合においても、第4条に定めるコンテンツは、提携事業者が定める規約により利用料の支払いを要します。
 3. 当社は、ケーブルプラスSTB2サービスの料金を変更することがあります。
 4. 支払方法その他については、テレビ約款、インターネット約款に基づいて取り扱います。

第8条(責任の制限)

当社は、ケーブルプラスSTB2サービスの内容を変更または終了することがあります。変更または終了によっておこる損害の賠償には応じません。
 2. 当社は、ケーブルプラスSTB2サービスの中断、天災、事変その他当社の責めによら

い事由によるサービス提供の停止に対する損害賠償には応じないものとします。
 3. 当社は、ケーブルプラスSTB2サービスの利用により発生した加入者と第三者間に生じた損害(第4条第1項の提携事業者によるコンテンツにより生じた損害を含む。)、およびケーブルプラスSTB2を利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。
 4. 当社は、ケーブルプラスSTB2サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりケーブルプラスSTB2サービスの提供をしなかったときは、テレビ約款ならびにインターネット約款に従い、その加入者の損害を賠償します。

第9条(免責)

ケーブルプラスSTB2サービスに関し、当社が加入者に対し負担する責任は、前条の規定によるほか、次に該当する場合には、損害賠償責任は発生しないものとします。
 (1) ケーブルプラスSTB2に接続する加入者所有等のデジタル録画機器等(外付けハードディスク等の利用について、録画再生機能の不具合および録画物等(蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下同じとします。))の消失、破損等が生じた場合。また、ケーブルプラスSTB2等機器の交換や撤去を行った際、録画物等が消失した場合
 (2) ケーブルプラスSTB2(蓄積、記録用媒体等)に保存された各種ソフトウェアの消失、破損等が生じた場合
 (3) ケーブルプラスSTB2と連携する加入者所有等のタブレット型パーソナルコンピュータ、スマートフォン等が正常動作しなかったことにより不具合が発生した場合。また、タブレット型パーソナルコンピュータ、スマートフォン等の故障等による障害が発生した場合
 (4) 第4条第1項(2)①に規定するセキュリティソフトウェアの不具合が発生した場合。また、そのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合。
 2. 加入者は、ケーブルプラスSTB2サービス提供期間中、当社から貸与された機器をこれらの注意をもって管理し、移動、取り出し、変更、分解または損壊しないものとします。これに反した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。
 3. お客様の過失により紛失・破損された場合は損害金(50,000円※非課税)を請求させていただきます。なお、破損品の回収・交換を実施する場合は、損害金に加え、出張費・交換費用(実費)が別途かかります。
 4. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているケーブルプラスSTB2(au ID提供)の使用状況は、設備の保持、維持、向上を目的とし、個別の識別、特定ができないよう加工した統計資料としたうえで、「au ID」を発行しているKDDI株式会社へ提供するものとします。

第10条(ケーブルプラスSTB2サービスの停止および解除)

当社は加入者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合加入者への事前通知または催告なしに、直ちに当該加入者に対しケーブルプラスSTB2のサービス提供停止、またはケーブルプラスSTB2サービスの利用資格の解除をすることができるものとします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
 (1) 当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
 (2) ケーブルプラスSTB2サービス提供を妨害した場合
 (3) 本規約またはテレビ約款、インターネット約款のいずれかに違反した場合
 (4) ケーブルプラスSTB2の利用に関連して、当社の加入者または第三者に損害を与えたことが明らかの場合
 (5) その他当社が加入者として不適切と判断した場合
 加入者が、テレビサービス(4Kベシック以上)またはインターネットサービス(ひかり100Mまたはひかり300M)のいずれかのサービスを解約またはそれ以外のサービスに変更したときは、ケーブルプラスSTB2サービスも同時に解約するものとします。
 3. 前項による解約もしくは変更の場合、当社が提供したケーブルプラスSTB2を撤去いたします。撤去および必要機器への交換費用はテレビ約款、インターネット約款等に定める料金が適用されるものとします。

第11条(解約)

加入者は、ケーブルプラスSTB2サービスを解約しようとする場合解約を希望する日の14日前に当社にその旨を申し出るものとします。
 2. 加入者は解約の場合、第7条の規定による利用料を含む全ての料金(解約月の月額利用料も含む)を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。
 3. 「最低利用期間について」に定める最低利用期間内に解約もしくは、ケーブルプラスSTB2を利用しないコースへの変更があった場合、以下の違約金をお支払いいただきます。途中休止する場合は、休止期間は最低利用期間に含まれないものとします。

利用期間(課金月)	料金
1年未満	30,000円(非課税)
2年未満1年以上	15,000円(非課税)

第12条(個人情報の取り扱い)

当社の保有する加入者個人情報については、当社が別に定める「個人情報の取り扱いについて」およびテレビ約款インターネット約款に基づいて適正に取り扱います。
 (2) ケーブルプラスSTB2の使用状況は、設備の保守、サービスの維持向上を目的とし、個人が識別、特定できないよう加工した統計資料とした上で、当社がKDDI株式会社へ提供することについて承諾していただきます。

第13条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第14条(合意管轄)

本規約またはケーブルプラスSTB2サービスに関する一切の訴訟については、奈良地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(別表)料金表

*すべての金額は消費税込みの価格です。

項目	金額	備考
月額利用料	770円	ケーブルプラスSTB2 1台につき

(別記)提携事業者によるコンテンツ

コンテンツ	提携事業者	備考
ウイルスバスター	トレンドマイクロ株式会社	

(附則)

この規定は2019年9月1日より施行します。
 2021年4月1日より、本規約の一部を改訂して施行します。

(以 上)